

平成24年度

住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度

刈谷市では、「自然エネルギー」を利用した住宅用太陽熱利用システムを設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

・下記の太陽熱利用システムで、財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの。

- ・自然循環型システム
- ・強制循環型システム
- ・空気集熱型システム

※新たに自然循環型システムが補助対象になりました。

なお、別紙で各システムの概要について記載しています。

補助を受けられる方

・自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽熱高度利用システムを設置した方。

【注】

- ・住宅用太陽光発電システムと一体型のシステムを設置した方については、刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併給はできません。
- ・補助金の交付は、1棟につき1回を限度とします。）

補助金の額

自然循環型	<u>2万5千円</u>
強制循環型、空気集熱型	<u>5万円</u>

申請の期日

・システムの設置完了後90日以内に申請してください。

補助金の受給手続きの流れ

① 交付申請

◆補助金交付申請書に次に(1)～(5)の種類を添付して申請してください。

(システムの設置完了後90日以内に申請)

- (1)システムの規格等が分かる書類
- (2)機器の保証書の写し
- (3)領収書(システムの設置に要した費用が分かるもの)の写し
- (4)工事完了後の現場写真
- (5)住民票

※申請時には、②の補助金交付請求書も併せてご用意ください。

交付決定

◆書類審査のうえ、補助金交付の可否を決定・通知します。

② 補助金請求

◆補助金交付請求書を提出してください。

※押印が必要です。

振込先をゆうちょ銀行にする場合は、別添「ゆうちょ銀行への振込みを希望される場合の記入方法」をご参照ください。

補助金支給

◆補助金請求から3～4週間後に振込み。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017 (環境推進課直通)

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp

